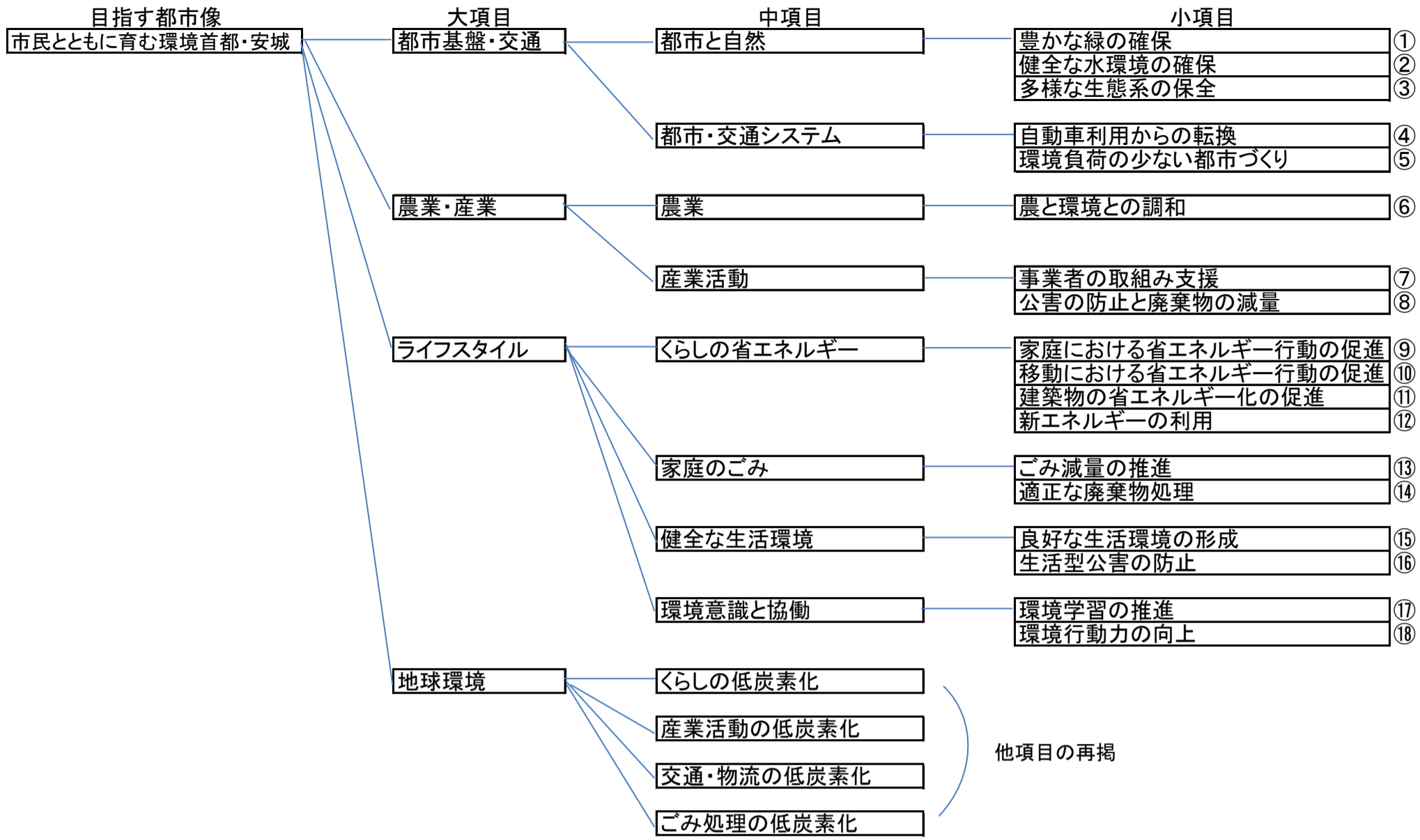
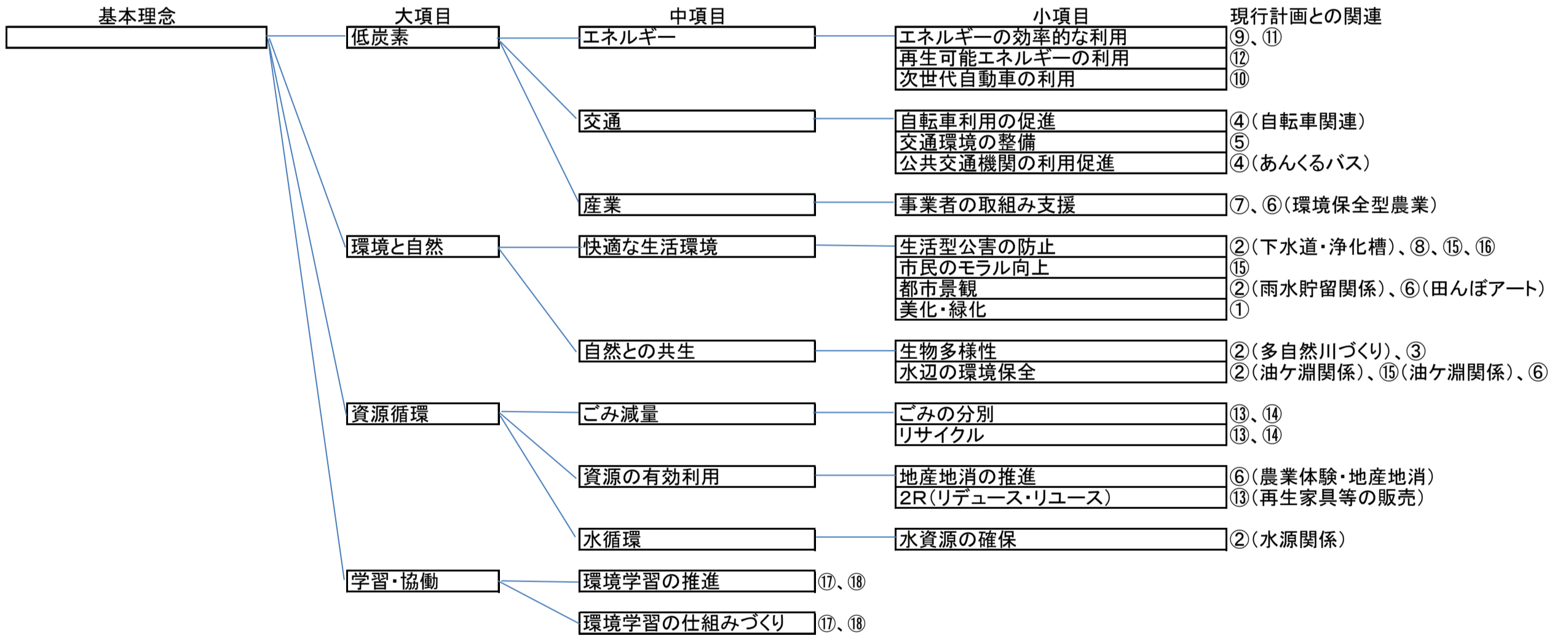


現行



改定後案



施策体系についての考え方

・国の第4次環境基本計画の目指すべき持続可能な社会の姿『安全』が確保されることを前提として、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野が、各主体の参加の下で、統合的に達成され、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域にわたって保全される社会』を意識し、「低炭素」「環境と自然(安全安心・自然共生を内包)」「資源循環」の3項目を大項目とし、加えて課題を解決する手段として「学習・協働」も大項目とした。

・特に大項目の「低炭素」、中項目の「エネルギー」については、より拡充が必要な項目と捉え、全体の中で一つの項目とした。

環境基本計画の改定の基本方針

(1) 東日本大震災以後の日本のエネルギー事情を考慮
東日本大震災によって顕在化したエネルギーセキュリティの問題や、エネルギーマネジメント、原子力発電所の停止によるCO2排出量の増加などを踏まえ、かつ地球温暖化防止の観点から、現計画では不十分なエネルギー関連施策を拡充する。

(2) 持続可能なまちづくりに向けた取り組みを重点化
本市の地域特性を生かし、特に「低炭素社会」、「再生可能エネルギー」、「エネルギーマネジメント」(エネルギーを「創る」「蓄える」「省く」こと)、「次世代モビリティ」、「資源循環」、「自然共生」、「持続可能な社会」「安全・安心の確保」といった項目に関する施策を重点的に盛り込む。

(3) 国・県等の関連計画との整合
国の第4次環境基本計画(平成24年4月:環境省)、及びエネルギー基本計画(平成26年4月:経済産業省)、並びに第4次愛知県環境基本計画(平成26年5月)と整合性を図る。また、安城市における上位計画である第8次安城市総合計画策定の進捗とも同期をとり、計画内容の整合性を図る。